(1)

岐 阜

県

公 報

号 外

毎週

(金曜日)

岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令

同

四

教育委員会訓令甲

岐

号

外

(六)

平

成十九年 九 月二十八日

目

教育委員会規則 次

及び監督に関する規則の一部を改正する規則 岐阜県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可

(教育総務課)

_;

部を改正する規則をここに公布する。

岐阜県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則の一

教育委員会規則

平成十九年九月二十八日

委員長 田

男

岐阜県教育委員会

岐阜県教育委員会規則第二十号

の一部を改正する規則 岐阜県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則

和六十二年岐阜県教育委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。 第一条中「信託法 (大正十一年法律第六十二号。以下「法」という。) 第六十六条」 岐阜県教育委員会の所管に属する公益信託の引受けの許可及び監督に関する規則 (昭

を「公益信託二関スル法律 (大正十一年法律第六十二号。以下「法」という。) 第一条

に改める。

に改める。 を加え、同項第九号中「事業年度」を「信託事務年度」に、「引受後」を「引受け後」 の下に「の内容を示す書類」を加え、同項第八号中「信託財産」の下に「に属する財産 第二条第一項中「第六十八条」を「第二条第一項」に改め、同項第二号中「信託行為

第四条第一項及び第五条中「、年度」を「、毎信託事務年度」に改める。

第六条中「第六十九条第二項」を「第四条第二項」に改める。

見することのできなかつた」を「法第五条第一項の」 第七条の見出し中「信託条項」を「信託」に改め、同条第一項中「信託行為の当時予 に、「信託条項の変更」を「信託

発行

平成十九年九月二十八日

0

0

岐

県

項」を「信託」に改める。 の変更」に改め、同項第一号中「信託条項」を「信託」に改め、同条第二項中「信託条

第十五条及び第十六条を削る。

「第六十七条」を「第三条」に改め、同条を第二十八条とし、同条の次に次の一条を加 に改め、同条第二項中「第六十九条第一項」を「第四条第一項」に改め、同条第三項中 第十四条第一項中「第六十七条及び第六十九条第一項」を「第三条及び第四条第一項」

(公益信託の終了の報告等)

第二十九条(受託者は、信託が終了したときには、終了後一月以内に、信託の終了事由

を記載した書類を教育委員会に提出しなければならない。

2 掲げる書類を添付した報告書を教育委員会に提出しなければならない。 清算受託者は、信託の清算が結了したときは、清算結了後一月以内に、 次の各号に

信託の清算が結了した日の属する信託事務年度の事業報告書及び収支決算書

信託の清算結了時における財産目録

残余財産の処分に関する書類

第十三条第二項を削り、同条を第二十七条とする。

第十二条を第二十六条とする。

百二十三条第四項又は同法第二百五十八条第六項及び法第八条」に改め、同条を第二十 条とし、同条の次に次の四条を加える。 第十一条中「又は受託者」を削り、「法第八条第一項及び第七十二条」を「信託法第

(信託管理人の辞任の許可の申請)

第二十二条 信託管理人は、信託法第百二十八条第二項において準用する同法第五十七 に次の各号に掲げる書類を添付して教育委員会に提出しなければならない。 条第二項及び法第八条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、許可申請書

- 辞任しようとする事由を記載した書類
- 一 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の 状況を記載した書類
- 三 新信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

(信託管理人の解任の請求

外 号

(6)

る同法第五十八条第四項及び法第八条の規定により信託管理人の解任を請求しようと 委託者又は他の信託管理人は、信託法第百二十八条第二項において準用す

> するときは、解任請求書に次の各号に掲げる書類を添付して教育委員会に提出しなけ ればならない

- 解任を請求する事由を記載した書類
- 新信託管理人の選任に関する意見を記載した書類

、新信託管理人の選任の請求

第二十四条 利害関係人は、信託法第百二十九条第一項において準用する同法第六十二 選任請求書に次の各号に掲げる書類を添付して教育委員会に提出しなければならない。 条第四項及び法第八条の規定により新信託管理人の選任を請求しようとするときは、

- 信託管理人の任務終了の事由を記載した書類
- 一 新信託管理人となるべき者に係る第二条第一項第五号に掲げる書類

(公益信託の終了の請求)

第二十五条 委託者、受託者又は信託管理人は、信託法第百六十五条第一項及び法第八 掲げる書類を添付して教育委員会に提出しなければならない。 条の規定により公益信託の終了を請求しようとするときは、終了請求書に次の各号に

- 信託の終了を請求する事由を記載した書類
- 一 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の

状況を記載した書類 残余財産の処分の見込みに関する書類

関係人」という。)」を「利害関係人」に、「法第四十九条第一項 (同条第二項において に改め、同条第三号を次のように改める。 準用する場合を含む。) 及び第七十二条」を「信託法第六十二条第四項及び法第八条」 第十条中「委託者、その相続人、信託管理人又は運営委員会等の構成員 (以下「利害

三 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の 状況を記載した書類

第十条を第十五条とし、同条の次に次の五条を加える。

(信託財産管理命令の請求)

第十六条 利害関係人は、信託法第六十三条第一項及び法第八条の規定により信託財産 管理者による管理を命ずる処分(以下この条において「信託財産管理命令」という。) の請求をしようとするときは、管理命令請求書に次の各号に掲げる書類を添付して教 育委員会に提出しなければならない。

受託者の任務終了の事由を記載した書類

岐

一 信託財産管理命令を請求する事由を記載した書類

三(信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類

(保存行為等の範囲を超える行為の許可の申請)

に提出しなければならない。を受けようとするときは、許可申請書に次の各号に掲げる書類を添付して教育委員会第十七条(信託財産管理者は、信託法第六十六条第四項及び法第八条の規定による許可

- 一 許可を受けようとする行為の概要を記載した書類
- 二 許可を受けようとする事由を記載した書類
- 財産法人管理人について準用する。び法第八条の規定により保存行為等の範囲を超える行為の許可を受けようとする信託2.前項の規定は、信託法第七十四条第六項において準用する同法第六十六条第四項及

(信託財産管理者等の辞任の許可の申請)

報

書に次の各号に掲げる書類を添付して教育委員会に提出しなければならない。書に次の各号に掲げる書類を添付して教育委員会に提出しなければならない。七条第二項及び法第八条の規定により辞任の許可を受けようとするときは、許可申請第十八条 信託財産管理者は、信託法第七十条において読み替えて準用する同法第五十

- 一 辞任しようとする事由を記載した書類
- **状況を記載した書類** 二 信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の
- 三 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類
- 理人」と読み替えるものとする。
 いて、前項第三号中「新たな信託財産管理者」とあるのは、「新たな信託財産法人管り辞任の許可を受けようとする信託財産法人管理人について準用する。この場合にお2 前項の規定は、信託法第七十四条第六項において準用する同法第七十条の規定によ

(信託財産管理者等の解任の請求)

解任請求書に次の各号に掲げる書類を添付して教育委員会に提出しなければならない。第四項及び法第八条の規定により信託財産管理者の解任を請求しようとするときは、第十九条 委託者又は信託管理人は、信託法第七十条において準用する同法第五十八条

- 解任を請求する事由を記載した書類
- **一 新たな信託財産管理者の選任に関する意見を記載した書類**

3

り信託財産法人管理人の解任を請求しようとする委託者又は信託管理人について準用2(前項の規定は、信託法第七十四条第六項において準用する同法第七十条の規定によ

たな信託財産法人管理人」と読み替えるものとする。この場合において、前項第二号中「新たな信託財産管理者」とあるのは、「新する。この場合において、前項第二号中「新たな信託財産管理者」とあるのは、「新

(信託財産法人管理命令の請求)

付して教育委員会に提出しなければならない。という。) を請求しようとするときは、管理命令請求書に次の各号に掲げる書類を添法人管理人による管理を命ずる処分 (以下この条において「信託財産法人管理命令」第二十条 利害関係人は、信託法第七十四条第二項及び法第八条の規定により信託財産

- 受託者の死亡の事実を記載した書類
- 信託財産法人管理命令を請求する事由を記載した書類
- | 信託財産法人管理人の選任に関する意見を記載した書類

十八条第四項及び法第八条」に改め、同条を第十四条とする。(第九条中 「、その相続人」を削り、「法第四十七条及び第七十二条」を「信託法第五

二(信託事務の処理の状況並びに信託財産に属する財産及び信託財産責任負担債務の第八条中「第七十一条」を「第七条」に改め、同条第二号を次のように改める。

状況を記載した書類

第八条を第十二条とし、同条の次に次の一条を加える。

(検査役の選任の請求)

付して教育委員会に提出しなければならない。り検査役の選任を請求しようとするときは、選任請求書に次の各号に掲げる書類を添第十三条 委託者又は信託管理人は、信託法第四十六条第一項及び法第八条の規定によ

- 選任を請求する事由を記載した書類
- 一 検査役の選任に関する意見を記載した書類

第七条の次に次の四条を加える。

(信託の変更の許可の申請)

許可申請書に次の各号に掲げる書類を添付して教育委員会に提出しなければならない。第八条(受託者は、法第六条の規定により信託の変更の許可を受けようとするときは、

- 信託の変更案及び変更の事由を記載した書類
- | 信託行為の新旧対照表

外 号

報

2 各号の書類のほか、変更後の事業計画書及び収支予算書を添付しなければならない。 (信託の併合の許可の申請 前項の信託の変更が当該公益信託の事業内容の変更に係るものである場合は、 同項

第九条(受託者は、法第六条の規定により信託の併合の許可を受けようとするときは、 許可申請書に次の各号に掲げる書類を添付して教育委員会に提出しなければならない。 信託の併合後の信託行為の内容を記載した書類及び信託の併合を必要とする事由

信託行為の新旧対照表

を記載した書類

- めがある場合には、当該定めの内容を含む。) を記載した書類 信託の併合をする根拠となる信託法の規定(同法第百五十一条第三項の別段の定
- 四 他信託法の定める信託の併合の手続を経たことを証する書類 信託法第百五十二条第二項の公告及び催告又は同条第三項の公告をしたことその
- 2 を受けようとする受託者について準用する。この場合において、同項第九号中「引受 第二条第一項第五号、第六号及び同項第八号から第十号までの規定は、前項の許可

け」とあるのは「信託併合」と読み替えるものとする。 (吸収信託分割の許可の申請

第十条 受託者は、法第六条の規定により吸収信託分割の許可を受けようとするときは、 許可申請書に次の各号に掲げる書類を添付して教育委員会に提出しなければならない。 宇由を記載した書類 吸収信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び吸収信託分割を必要とする

信託行為の新旧対照表

岐

- 定めがある場合には、当該定めの内容を含む。) を記載した書類 吸収信託分割をする根拠となる信託法の規定 (同法第百五十六条第三項の別段の
- 他信託法の定める吸収信託分割の手続を経たことを証する書類 信託法第百五十六条第二項の公告及び催告又は同条第三項の公告をしたことその

(新規信託分割の許可の申請)

第十一条 受託者は、法第六条の規定により新規信託分割の許可を受けようとするとき は、許可申請書に次の各号に掲げる書類を添付して教育委員会に提出しなければなら

事由を記載した書類 新規信託分割後の信託行為の内容を記載した書類及び新規信託分割を必要とする

信託行為の新旧対照表

Ξ

- 定めがある場合には、当該定めの内容を含む。) を記載した書類 新規信託分割をする根拠となる信託法の規定(同法第百五十九条第三項の別段の
- 四 信託法の定める新規信託分割の手続を経たことを証する書類 信託法第百六十条第二項の公告及び催告又は同条第三項の公告をしたことその他
- け」とあるのは「新規信託分割」と読み替えるものとする。 を受けようとする受託者について準用する。この場合において、同項第九号中「引受 第二条第一項第五号、第六号及び同項第八号から第十号までの規定は、前項の許可

2

この規則は、平成十九年九月三十日から施行する。

教育委員会訓令甲

岐阜県教育委員会訓令甲第四号

岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

般 関

平成十九年九月二十八日

岐阜県教育委員会

委員長 田 男

岐阜県教育委員会公文書規程の一部を改正する訓令

を次のように改正する。 岐阜県教育委員会公文書規程 (昭和四十四年岐阜県教育委員会訓令甲第一号) の一部

号ずつ繰り下げ、第二号の次に次の一号を加える。 し」に改め、「小包、」を削り、同条中第八号を第九号とし、第三号から第七号までを一 第二十五条第一号イ中「小包、」を削り、同号ロ中「封入又は荷造りをし」を「封入